

令和4年6月27日 1時15分

近畿地方整備局

紀南河川国道事務所

法面崩土に伴う国道42号の通行規制(第1報)

～通行止めのお知らせ～

国道42号の下記区間において、法面崩土が発生したため6月26日(日)18時55分頃から通行止めを行っています。  
現在、現地にて復旧作業中です。  
ご理解とご協力をお願いします。

■通行規制

- 規制区間 : 国道42号 東牟婁郡串本町串本
- 規制内容 : 通行止め(上下線)
- 規制開始 : 令和4年6月26日(日) 18時55分頃～
- 解除予定 : 現時点では見込みがたっておりません。
- 迂回路 : 別紙をご参照ください。

\* 今後の道路情報にご注意ください。

道路を利用される皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所>

和歌山県政記者クラブ  
和歌山県政放送記者クラブ  
和歌山県地方新聞記者クラブ

田辺記者クラブ  
新宮記者クラブ  
新宮中央記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長(道路) 本田 明(ほんだ あきら)  
道路管理課長 足立 勝人(あだち かつひと)  
TEL 0739-22-4564(代表)

通行規制区間（通行止め）  
＜東牟婁郡串本町串本＞



○法面崩土の状況



R42和歌山県串本町311. 6串本上浦下

○復旧状況



R42和歌山県串本町311. 6串本上浦下